

February, 2018

## IFRS第17号 TRG Meeting Flash

2018年2月に開催されたTRG（Transition Resource Group）の概要



2018年2月、IFRS第17号の実務上の諸論点を議論するTRG（Transition Resource Group）が開催され、主に以下のテーマについて議論がなされた。

- 単一保険契約からの構成要素の分離
- 年次更新契約に係る契約の境界線
- 保有する再保険契約に係る契約の境界線
- 契約の当初認識時に支払った新契約費
- カバー単位の設定方法
- 公正価値アプローチを適用する際の新契約費

## 1. 単一保険契約からの構成要素の分離

### 論点の所在

法的には単一の保険契約であっても、異なる保険リスクを有する複数の種類の商品や保険カバーが混在している場合がある。このような場合に、それらの構成要素を分離することが許容されるか否かが論点となる。

### TRGの議論

IFRS第17号においては、基本的にはすべての構成要素を含む単一の保険契約が最小の会計単位であることについて、TRGメンバーは合意したようである。

ただし、TRGメンバーは、法的な形態が必ずしも契約上の権利及び義務の実態を反映しない場合もあることを指摘した。このような場合には、測定のために構成要素を分離することが適切であろうと考えられる。なお、TRGでの議論にて、構成要素の分離は会計方針の選択の問題ではなく、関連する事実や状況を考慮した判断に基づいて行われるものであることが認められた。

### 今後の影響

保険契約の法的形態が契約上の権利及び義務の実態を反映しないと考えられる場合には、構成要素を分離することが適切であるか否かについて判断をすべきである。この場合に考慮すべき事実や状況として以下が挙げられる。

- 構成要素が単独で販売されているか
- 複数の構成要素が一緒に解約・失効しうるか
- 法的契約の実態が、別個の契約をそれぞれ発行することと同じであるか

## 2. 年次更新契約に係る契約の境界線

### 論点の所在

段階的に保険料が再設定される年次更新契約や、追加の保険給付のあるユニット・リンク契約などは以下のような特徴を持つ。このような契約において、更新後（保険料の再設定後）のキャッシュ・フローが保険契約の当初認識時のキャッシュ・フローの見積りに含まれるか（すなわち、更新の時点で契約の境界線が切れるか）否かが論点となる。

契約の特徴	内容
年次の更新保証	契約者は毎年保険契約を更新することができる。
年次ベースでの保険料の増加	保険料または手数料は契約開始時に設定され、契約者の年齢に応じて増加する。
年次ベースでの保険料の再設定	保険者は、ポートフォリオレベルでリスクに見合う保険料または手数料を年次ベースで再設定することができる。契約更新時には個々の保険契約者の引受診査を再実施することはない。

## TRGの議論

契約の境界線を決定する際には、保険者が保険契約者のリスクを再評価・再設定する能力があるかという点を考慮すべきであることについて、TRGメンバーは合意したようである。また、そのリスクとは、保険契約者から保険者へ移転されるリスクであることを指摘した。この点、IASBスタッフは、当該リスクは、保険リスクと金融リスクを含むが、保険契約者から保険者へ移転されない失効や費用に係るリスクは含まないと述べた。

あるTRGメンバーは、保険料の再設定に関しては以下のように区別できる点を指摘した。

- 既存のポートフォリオから発現するリスクを反映したポートフォリオリスク
- より多くの保険契約者の母集団から発現するリスクを反映した一般的な群団のリスク

IASBスタッフの見解では、契約者の年齢に応じて保険料を再設定するという契約例は、上記の1つ目に該当し、これらの契約では保険者がポートフォリオのリスクを反映して保険料を再設定できると考えられるため、更新後（保険料の再設定後）のキャッシュ・フローは、保険契約の当初認識時におけるキャッシュ・フローの見積りには含まれない（すなわち、契約の境界線は更新時）ことになる。

## 今後の影響

保険者は、契約の境界線を決定する際には、どのようなレベルでリスクが再評価され、保険料が再設定されるのかを含め、すべての契約条件を考慮する必要がある。保険料の再設定の仕方によっては、年次更新の場合、契約の境界線が1年に限定される可能性もある。

## 3. 保有する再保険契約に係る契約の境界線

### 論点の所在

IFRS第17号の契約の境界線に係る規定は、保険者が発行した保険契約に対して適用されるようにも読めるところ、保有する再保険契約に対してはどのように適用されるのかという論点がある。

### TRGの議論

TRGメンバーは、契約の境界線の規定は保有する再保険契約にも適切に適用されなければならないことについて合意したようである。すなわち、出再者が再保険者からサービスを受けられる実質的な権利を有する場合において、キャッシュ・フローは契約の境界線内となる。この実質的な権利は以下の両方に該当する場合に終了する。

- 再保険者がリスクの移転を再評価する実務的な能力を有している。
- 当該再評価したリスクを完全に反映する再保険料や給付のレベルを設定できる。

### 今後の影響

現行会計においては、多くの保険者は元受契約のカバー期間に合わせて出再契約を認識及び測定している（すなわち、再保険契約がカバーする元受契約の将来の見積りを反映していない）が、IFRS第17号においてはそのような実務が変わる可能性がある。将来に発行される元受契約に関連するキャッシュ・フローが契約の境界線内である限り、再保険契約の当初及び事後のキャッシュ・フローの見積りにそれらを含めなければならず、再保険コストの認識パターンが現行と異なる可能性がある。

したがって、保険者は、再保険の契約条件について分析する必要がある。例えば、再保険者が数ヵ月前の通知により再保険カバーを終了させることが可能で、そのような実務慣行である場合には、契約の境界線が短くなる可能性もある。

## 4. 契約の当初認識時に支払った新契約費

### 論点の所在

保険者は、新契約獲得時に代理店手数料などの新契約獲得に係るキャッシュ・フロー（以下「新契約費」という）を支払う。保険者は通常、将来の契約更新を期待して更新契約の保険料で新契約費を回収することを見込んでいる。しかしながら、更新契約の保険料が契約の境界線外の場合、当初の契約グループの保険料では新契約費を賄いきれず、当該契約グループが不利な契約となる。これでは、更新後の保険料もあわせて新契約費を回収するという経済的な実態を反映しない。このような場合において、更新契約のキャッシュ・フローを新契約費に割り当てることができるか否かが論点となる。

### TRGの議論

TRGメンバーは、いかなる新契約費も獲得した契約の属するグループに含まれることに合意したようである。なぜなら、新契約費は獲得した新契約のために支払われたものであり、将来の更新契約が属するグループや他のグループには配分することはできないためである。

一方で、複数のTRGメンバーは、このような会計処理は経済的な実態を反映しないであろうと考えた。また、あるTRGメンバーは、例えば新契約費が当初認識時に無条件に支払われるものではない場合、新契約費の一部を更新契約のキャッシュ・フローに配分することが適切である可能性もあり、事実と状況に応じて異なる結果になるであろうことを指摘した。

### 今後の影響

新契約費を更新契約のグループに配分することが許容されない場合には、獲得した新契約の属するグループが不利な契約となり、更新契約が属するグループとは異なるグループにしなければならないということが起こり得る。

これを踏まえ、保険者は、新契約キャッシュ・フローを将来の期間に適切に配分することが必要になるかもしれない。また、手数料などの支払条件を修正することも考慮する必要があるかもしれない。

## 5. カバー単位の設定方法

### 論点の所在

契約上のサービス・マージン（Contractual Service Margin, 以下、「CSM」という）はカバー単位に基づき純損益に認識され、カバー単位は、それぞれの契約において提供される給付の量とカバー期間を考慮して決定される。この点、提供される給付の量の決定に際し、どのような要素を考慮すべきかが論点となる。

### TRGの議論

カバー単位は、失効や解約などの契約期間に影響を与えるイベントを考慮すべきという点について、TRGメンバーは合意したようである。

また、TRGメンバーは、提供される給付の量が、原則として契約の保障水準の変動性を反映すべきであるという点を支持していたが、各報告期間における最大の保障額をカバー単位とすべきという点には懸念を示した。メンバーの中には、提供される給付は、各報告期間に起こり得る最大の保障額の期待値とすべきであると提案した者もいた。

## 今後の影響

提供される給付の量の決定は、CSMの配分パターンの重要な要素であり、そのための実務負荷や対応コスト、システムやプロセスのアップデートを伴うことが予想される。

TRGでは、投資要素を含む契約を題材に、次回2018年5月のTRGの会議においても本件の議論を続ける予定である。

## 6. 公正価値アプローチを適用する際の新契約費

### 論点の所在

公正価値アプローチを適用する場合においても、IFRS第17号の移行日前に発生した新契約獲得に係るキャッシュ・フロー（以下、「新契約費」という）を認識し、移行日後の報告期間において収益や費用への計上が要求されるのか否かが論点となる。

### TRGの議論

公正価値アプローチにおいては、CSMは移行日前に発生した新契約費を含まないことについてTRGメンバーは合意したようである。したがって、移行日後の報告期間において収益や費用への計上は行われない。

### 今後の影響

このTRGの議論により、公正価値アプローチを適用する場合における、移行日前に発生した新契約費に関する懸念は解消された。

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.